

新しく認証した特定非営利活動法人(平成28年7月1日～9月30日)

認証日	法人名称	主たる事務所の所在地	主な活動の種類
H28.7.19	にゃんにゃんレスキュー	金沢市東力2丁目118番地	社会教育の推進
H28.8.10	Happy Marketさくら	金沢市三池栄町156番地	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援
H28.8.24	アグリファイブ	金沢市北安江2丁目11番30号	農山漁村又は中山間地域の振興
H28.8.24	あいす	河北郡津幡町字渦端415番地9	保健、医療又は福祉の増進
H28.8.24	ZAWAKANA	金沢市天神町2丁目2番36号	まちづくりの推進
H28.8.24	北陸病理診断支援機構	金沢市二宮町15番36号	保健、医療又は福祉の増進
H28.9.6	紬の会	白山市徳光町147番地	学術、文化、芸術、スポーツの振興
H28.9.7	セーフティーアクション	羽咋郡志賀町大島11丁目1番地186	地域安全活動
H28.9.20	Trellis	金沢市若松町京中7番地	学術、文化、芸術、スポーツの振興

ホップ!ステップ!ジャンプ!
モリモリできるNPOきりもりセミナー (H28石川県NPO起業促進講座開催事業)

こんな方に
おすすめ! 活動資金をつくりたい! チラシを見直したい!
プレゼン力を高めたい! 会計をきちんと知りたい!

講師

中山雅人 税理士(NPO会計税務専門家ネットワーク理事)
古賀桃子 ふくおかNPOセンター代表(電通+NPO広報力向上委員会委員)
青海康男 i-ねっと代表(NPO法人会計基準協議会委員)

種類	講師	日時	主な内容
やれる! 資産調達	青海 康男	①10/11(火)	19時～21時 NPOの資金の種類やそれぞれの違いと共通することなど、活動とお金についての詳しい説明。 資金調達のために必要な団体情報の整理や、伝えるためのキーワードを作りこむ。※現在の団体パンフや直近のチラシなどがあれば持参。 キーワードをもとに、5枚程度の模擬パワーポイントやポスターを作ってプレゼンテーションを体験する。
	古賀 桃子	②11/ 9(水)	
	古賀 桃子 青海 康男	③12/ 9(金)	
できた! 活動計算書	青海 康男	① 1/11(水)	19時～21時 NPO会計と、NPO法人会計基準についての詳しい説明。 団体の事業と科目などを洗い出す。※自団体の決算書を持参。これから設立の団体は予定される事業を用意する。 団体の決算書を次年度から使える「活動計画書」「注記」に作りこむ。 ※ノートPCを持ってこられる方はエクセルで作業。 持ってこられない方は書面に書き込み作業。
	中山 雅人	② 2/10(金)	
	中山 雅人 青海 康男	③ 3/ 7(火)	

お問い合わせ先 NPO法人 i-ねっと 〒920-0865 石川県金沢市長町1-3-40
TEL:076-232-6673 FAX:076-232-6674 E-mail:ishikawa@inetnpo.com

きりもりセミナーのホームページはこちら<http://inetnpo.com/npojuku/>

いしかわ NPOニュース

特集 NPO法の改正内容を知っておこう!

- いしかわの非営利団体を紹介します
シラミネ大学
特定非営利活動法人れんと
- インフォメーション

内閣府のNPO法人ポータルサイトをご活用ください!

NPO法が改正されたことを受け、内閣府では平成28年7月にNPO法人ポータルサイトの全面リニューアルを行い、スマートフォンやタブレットからの利用にも対応できるようになりました。

ポータルサイトでは、各NPO法人が自ら情報を入力し、発信することができます。各NPO法人のホームページにリンクを貼ることもできますので、ぜひご活用ください。

ポータルサイト→<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

ステップ1 ユーザー登録 <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login>

①ログイン画面から「新規ユーザ登録」をしてください。※

②内閣府から確認書類が郵送されます。

③書類に従って手続きを完了してください。

※利用規約を確認し、同意の上、手順に従ってご登録ください。

ステップ2 活動情報の発信

①ログイン画面からマイページへログインします。

②情報を登録・更新し、公開申請をします。

③内閣府が承認すると内閣府NPOポータルサイトに公表されます。

※ご不明な点がありましたら、内閣府の専用フォームにてお問い合わせください。<https://from.cao.go.jp/npo/opinion-0017.html>



NPO法の改正内容を知っておこう!

平成28年6月に特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されました。今回の改正では、手続きの一部見直しや情報公開の一層の推進などが図られました。

現在活動中のNPO法人にとっても、これからNPO法人を目指す団体にとっても大いに関連しますので、この機会に内容をしっかりと把握しておきましょう。

1 手続きの見直し

① 縦覧期間が短縮されます

実施予定日：平成29年4月1日

地方創生や一億総活躍社会実現の重要な担い手であるNPO法人をより迅速に設立可能とするともに、申請情報がより短期間で広く市民に周知されるよう措置されます。

この改正により申請から認証までの期間は、最長4か月から3か月に短縮されます。

	現 行	改正後
縦 覧 期 間	申請から 2 か月	申請から 1 か月
補 正 期 間	申請から 1 か月	申請から 2 週間
審 査	縦覧期間終了から 2 か月	変更なし

② 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化

実施予定日：平成29年4月1日

認定・仮認定（改正後は特例認定）NPO法人による200万円を超える海外送金・金銭の持ち出しについては、その都度、事前に書類の備え置きと所轄庁への提出が必要ですが、改正後は、毎事業年度1回の事後提出でよいこととなります。（内閣府令で規定予定）

ただし、平成29年4月1日（予定）を含む事業年度以前の海外送金等については、従来どおり事前提出等が必要です。

③ 貸借対照表を公告する必要があります

実施予定日：平成30年10月1日

変更登記の負担を軽減するため、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されます。

一方で、貸借対照表をNPO法人が自ら公告することとされました。

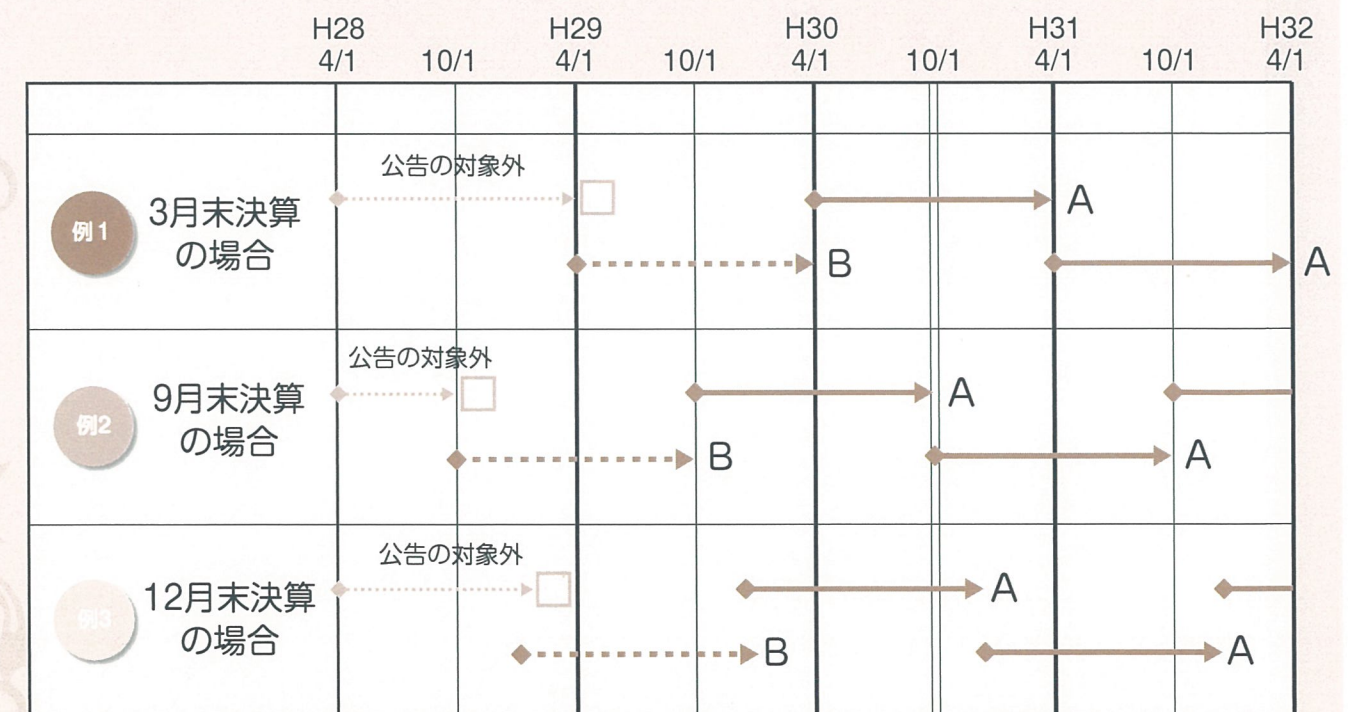
事業報告書には貸借対照表が含まれていますが、事業報告書を提出しても公告の義務を果たしたことはありませんのでご注意ください。

公告の対象となる貸借対照表

公告の対象となる貸借対照表と公告のタイミングは次のとおりです。

	公告の対象となる貸借対照表	公告のタイミング
A	平成30年10月1日（予定）以降に作られた貸借対照表 ※下記のイメージ図では太線矢印で表記	作成後遅滞なく
B	平成30年9月30日（予定）までに作成済みの貸借対照表のうち、直近の事業年度のもの ※下記のイメージ図では点線矢印で表記	平成30年10月1日（予定）

（イメージ）



※貸借対照表の作成が著しく遅延した場合は、上記のイメージどおりとならない場合があります

公告の方法

公告の方法は下記の中からいずれかを選択することができますが、**現在の定款に記載がない方法を選択したい場合は、あらかじめ定款変更が必要**となります。

公告の方法のみを変更する場合は、届出でOKです。

届出の様式などは石川県NPO活動支援センターのホームページを参照してください
(アドレス)<http://www.ishikawa-npo.jp/yousik/list-ninsyou.htm#3-1>

官 報	官報に掲載する方法
新 聞	日刊新聞紙に掲載する方法
電子公告	法人ホームページや内閣府又は所轄庁のホームページを利用する方法 ^{※1}
掲 示	法人の主たる事務所の掲示場など公衆の見やすい場所に掲示する方法 ^{※1}

※1 詳細については未定(今後発出される内閣府令で規定される予定です。)

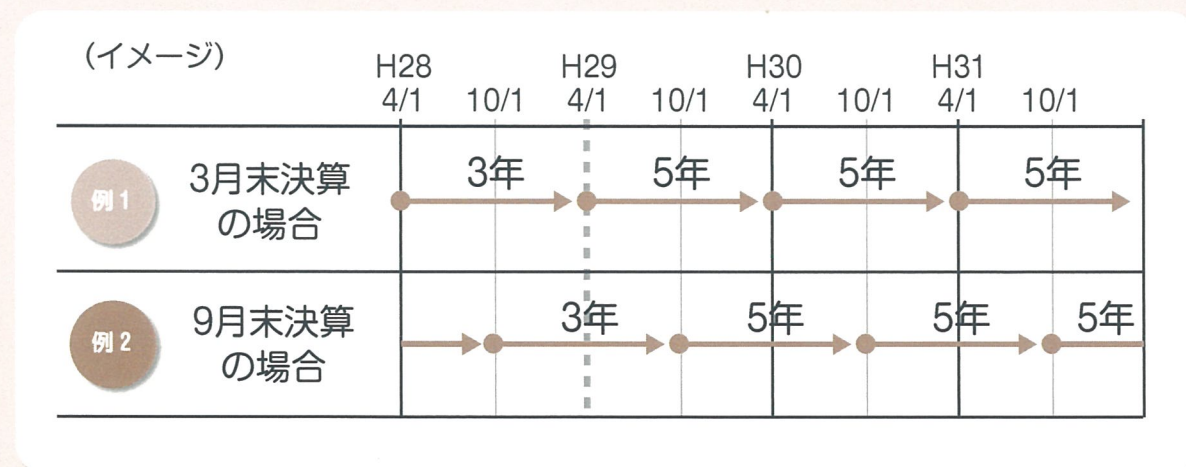
2 情報公開の一層の推進

① 事業報告書等を事務所に備え置く期間が延長されます

実施予定日:平成29年4月1日

テロリズムに対する資金供与にNPO法人が悪用されないための法令整備として、NPO法人が**事業報告書等^{※1}を事務所に備え置かなければならない期間が3年から5年に延長**されます。

平成29年4月1日(予定)以後に開始する事業年度の書類から適用されます^{※2}。



※1 「事業報告書等」に含まれる書類

- ①事業報告書 ②活動計算書 ③貸借対照表
- ④計算書類の注記 ⑤財産目録 ⑥前事業年度の役員名簿
- ⑦前事業年度の末日時点における社員のうち10人以上の者の名簿

また、認定・仮認定(特例認定)NPO法人の場合は、次の書類も期間延長の対象となります。

- ・前事業年度の役員報酬規程、職員給与規程
- ・前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類
(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)
- ・認定基準等チェック表(第3表、第3表付表1、第3付表2、第4表(初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表)

※2 所轄庁での公開対象書類も過去5年間分となります。

② 内閣府ポータルサイトの情報提供を拡大していきます(努力義務)

実施日:平成28年6月7日(公布日)

NPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、所轄庁及びNPO法人に対し、内閣府ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました。

内閣府のポータルサイトはこちらです → <https://www.npo-homepage.go.jp/>

内閣府ポータルサイトの活用については、次のサイトをご参照ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

3 その他

「仮認定」は「特例認定」に名称変更されます

実施予定日:平成29年4月1日

「仮認定」という名称では寄附を集めにくい等のNPO関係団体からの要望を踏まえて、名称が「**特例認定**」に改められました。

名称変更のみで、認定基準等に変更はありません。

すでに「仮認定」を受けているNPO法人については、「特例認定」と名乗ることができます。

特定非営利活動法人 れんと

代表者／三原 信一

【所在地】石川県金沢市大額2丁目67番地 【電話】076-287-6411 【FAX】076-287-6412

【E-mail】lento@aroma.ocn.ne.jp 【URL】http://www.npolento.com/

「お客様」の立場にたって支援したい



れんとは、介護保険及び障害者総合支援法に基づく介護サービスや道路運送法に基づく福祉有償運送(いわゆる介護タクシー)などの事業を行っています。

れんとでは、「利用者」ではなく対価を頂戴している「お客様」にサービスを提供しているということを常に心がけています。心のどこかで「してあげている」という意識があると、いつの間にか、接遇や言葉づかいが乱暴になってしまうからです。

私たちは、お客様に満足していただけるよう、基本的なマナーをしっかりと守るとともに、気づかい、気配りを意識して支援を行っています。

介護タクシー業界全体の信頼の回復のために



介護タクシーの競争が激化する中で、昨年、残念な事に無許可の白タク行為や違法な値下げを行っている事業所の存在が新聞で大きく取り上げられました。介護タクシー事業については様々な規制がありますが、十分な知識を持たないままに事業を開始してしまうケースがあるのではないかと思います。一部とはいえ、違反行為を行っている事業者があることによって、業界全体が信頼を失いかねません。

そこで、れんとは、他の介護タクシー事業者呼びかけ、信頼の回復をどうすればよいのかを話し合い、「石川県介護輸送事業所会」を組織しました。同会では、知識や技術の習得のための講習会を定期的に開催したり、同会に加盟していることを示すステッカーを作成したりして、法令の順守とサービスの質の向上に向けた取り組みを行っています。

また、年内をめどに同会のホームページを作成し、介護タクシーのことを誰でも学ぶことができるコンテンツや各事業者の情報を掲載したいと考えています。

おかげさまで、同会には16事業者が加盟しております(平成28年8月31日現在)が、業界全体の信頼回復に向け、これからも積極的に活動していきたいと思っています。

ワンストップのネットワークづくりを構築したい



介護タクシーの事業者は、小規模で、保有する車両や人手に余裕がないところが多いため、新しい利用申し込みがあっても、対応可能な日や時間帯がニーズと合わないケースがよくありますが、お客様にとっては、一つ一つ事業者に問い合わせを行うことはかなり負担に感じると思います。

れんとでは、そういったケースについては、他の事業者をご紹介差し上げるなどできる限りご対応させていただいておりますが、こうした取り組みをもっと発展させて、将来各事業者の受入可能な日時を一元的に把握することで、お客様の希望に応じた適切な事業者をワンストップでご紹介できるような仕組みを構築できればと考えています。

石川県介護輸送事業所会は、いつでも新規加入OKです。

また、病院や買い物などの送迎にお困りの方はいつでも石川県介護輸送事業所会会員にご相談ください。



石川県介護輸送事業所会のステッカー

シラミネ大学

代表者／山田 浩太郎

【所在地】石川県白山市白峰口104番1地 【携帯】090-5685-7312

【E-mail】shiramine.univ@gmail.com 【フェイスブック】https://www.facebook.com/shiramine.univ/



白峰を楽しみながら学び、そして継承していきたい

シラミネ大学は、楽しみながら白峰の歴史や文化を学び継承していくことや現状や住民の思いを知ることを目的としています。メンバーは20代が中心となり1ターンで移り住んだ人とUターンで戻ってきた人とが一緒になって活動しています。みんな白峰のことが好きで、自分たちの好きな白峰をこれからも残していきたいという気持ちで活動しています。

また、白峰の地域の課題である介護や子育て、交通の便などについても積極的に取り組み、白峰のまちづくりにも貢献していきたいと思っています。



地元の方・団体などと連携し幅広い活動をしています

毎月2回はメンバーの自宅に集まり、活動について活発に話し合っています。また、月1回くらいのペースで地域を学ぶ講座や地域を盛り上げるイベントなどを開催しています。

まだ発足して2年目ですが、地域の方から「こんなことできないか。」とご提案をいただいたり、他の団体の方に「一緒にやろうよ。」とお声をかけていただいたりする機会が増え、少しずつではありますが、手応えを感じるようになりました。

現在、自分達「白峰の若者が思う白峰の魅力」を詰め込んだPR動画を制作している最中で、完成したらYouTube、フェイスブック、ホームページなどのインターネット上で広く発信していく予定です。



今までの活動内容

白峰を学ぶ、知る

山菜を採りの体験や郷土料理などの習得
白峰の伝統工芸である牛首紬の製作現場を見学

白峰を盛り上げる

観光スポットへの手作りベンチ(林業体験での間伐材を使用)の設置
ビアガーデン、クリスマスイベントの開催

地域との連携

白峰観光協会と連携した外国人のモニターツアーの企画・実施
職員不足に悩まされている白峰の特産「美杉の郷」の求人チラシの編集とデザインをボランティアで行い、県内の福祉系の大学・専門学校へ配布



文化に敬意を持ちつつ、次の世代につなぐ形を探っていきたい

これまで、牛首紬や郷土料理、民謡など、今後失われていくかもしれない白峰の伝統について学んできましたが、その継承についても今後考えていきたいと思っています。

その際は根幹となる部分や変えてはならない所はしっかりと守りつつも残していけるよう時代にあった形を地元の方とよく話し合い、知恵を出し合って作り上げていきたいです。



一人ひとりが輝くことのできるフィールドにしたい

高齢化が進む白峰では、若者の人数が増えることも大事ですが、一人ひとりが活躍していかないと、地域の活力が失われるばかりです。

しかし、白峰が好きで何かやりたいと思っても、一人ではどうすればよいのか分からずなかなか一歩が踏み出せないことが多くあります。そんな時にシラミネ大学というグループがあり同じ想いで一緒に行動できる仲間がいるということがとても大きいと思います。

この団体が新しいことを生み出すペースとして皆さんの役に立っていければ大変うれしいです。

